四　その他の道路の脱炭素化の推進のために必要な事項

１．政府による道路脱炭素化推進計画のフォローアップ

道路脱炭素化推進計画の策定状況及び各道路管理者の取組進捗状況について、政府は、毎年、フォローアップ調査を実施し、調査結果については、国土交通省道路局でとりまとめる年次報告等において公表する。

２．道路脱炭素化基本方針及び道路脱炭素化推進計画の見直し

地球温暖化対策計画や気候変動に関する国際的枠組みの見直し、脱炭素化の新技術の開発状況等を踏まえて、道路脱炭素化基本方針及び道路脱炭素化推進計画の定期的な見直しを行う。

３．新技術の活用

低炭素アスファルト、ペロブスカイト太陽電池、走行中給電をはじめとする新技術について、政府が先導して現地実証等を行い、技術基準の策定など活用環境を整備することで、新技術の活用を推進する。

４．意識の醸成

道路管理者の取組や利用者によるエコドライブの推進等について、道路利用者や関係業団体など幅広いステークホルダーへの広報に努め、道路の脱炭素化の必要性に対する理解や協働を促す。

５．多様な主体との連携

脱炭素社会の実現に向け、関係行政機関、民間企業、大学、日本風景街道のパートナーシップ、道路協力団体等と連携した取組を実施する。

６．その他の環境政策との調和

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という３つの世界的危機に対し、自然再興（ネイチャーポジティブ）・炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）等の政策を統合し、相乗効果を図ることが重要である。道路分野においても、ネイチャーポジティブの観点で、生態系に影響を及ぼすロードキルの対策、サーキュラーエコノミーの観点で、再生アスファルトなどのリサイクルされた建設材料の利用、道路に設置された使用済太陽光パネルのリサイクル等を着実に推進する。なお、国が管理する道路においては、先行してネイチャーポジティブに関する今後の取組について具体化を図る。

○中部地方整備局告示第八十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年十月一日　　中部地方整備局長　森本　　輝

認定更新番号表

（令和７年10月１日）

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
大栄産業㈱ 代表取締役　木村　雄三		
ダイエー浄化槽　ＦＣＲ－Ａ型（101～433）	5－20K－6ＢＲ－001	5－25K－6ＢＲ－001
〃　ＦＣＲ－Ｂ型（101～433）	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＣＲ－Ｃ型（101～500）	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＣＲ－Ｄ型（101～500）	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＣＲ－Ｅ型（101～500）	〃　－4	〃　－4
〃　ＦＣＲ－Ｆ型（101～500）	〃　－5	〃　－5
〃　ＦＣＲ－Ｇ型（101～500）	〃　－6	〃　－6
〃　ＦＣＲ－Ｈ型（101～500）	〃　－7	〃　－7
〃　ＦＣＲ－Ｉ型（101～500）	〃　－8	〃　－8
〃　ＦＣＲ－Ｊ型（101～500）	〃　－9	〃　－9
〃　ＦＣＲ－Ｋ型（101～500）	〃　－10	〃　－10
ダイエー浄化槽　ＦＣＴ－Ａ型（51～324）	5－20K－6ＢＴ－001	5－25K－6ＢＴ－001
〃　ＦＣＴ－Ｂ型（51～324）	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＣＴ－Ｃ型（51～336）	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＣＴ－Ｄ型（51～500）	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＣＴ－Ｅ型（51～500）	〃　－4	〃　－4
〃　ＦＣＴ－Ｆ型（51～500）	〃　－5	〃　－5
〃　ＦＣＴ－Ｇ型（51～500）	〃　－6	〃　－6
〃　ＦＣＴ－Ｈ型（51～500）	〃　－7	〃　－7
〃　ＦＣＴ－Ｉ型（51～500）	〃　－8	〃　－8
ダイエー浄化槽　ＦＣＷ－Ａ型	5－20K－H－002	5－25K－H－003
〃　ＦＣＷ－Ｂ型	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＣＷ－Ｃ型	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＣＷ－Ｄ型	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＣＷ－Ｅ型	〃　－4	〃　－4
〃　ＦＣＷ－Ｆ型	〃　－5	〃　－5
〃　ＦＣＷ－Ｇ型	〃　－6	〃　－6
〃　ＦＣＷ－Ａ２型	〃　－7	〃　－7
〃　ＦＣＷ－Ａ３型	〃　－8	〃　－8
ダイエー浄化槽　ＦＣＷ－ＡＫ型	5－20K－H－003	5－25K－H－004
〃　ＦＣＷ－ＢＫ型	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＣＷ－ＣＫ型	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＣＷ－ＤＫ型	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＣＷ－ＥＫ型	〃　－4	〃　－4
〃　ＦＣＷ－ＦＫ型	〃　－5	〃　－5
〃　ＦＣＷ－ＧＫ型	〃　－6	〃　－6